

\*\*\*\*\*

# 山 県 市 分 別 収 集 計 画

## (第 10 期 計 画)

\*\*\*\*\*

令 和 4 年 6 月  
市 民 環 境 課

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

## 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は残余容量が5年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制、再使用、リサイクルの推進
- (2) ごみの適切な分別排出の促進
- (3) 循環型社会形成の意識高揚

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチ

ック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位：トン)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,398	1,369	1,339	1,310	1,281

容器包装廃棄物の排出量の算出根拠は、ごみ総排出量（令和3年度実績）に令和5年度から令和9年度の人口変動率を乗じたものに、環境省が実施した一般廃棄物の組成調査から得られた直近（令和2年度）のごみ排出量に占める容器包装廃棄物の平均割合（湿重量割合で22.3%：「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」）を乗じて算出した。

容器包装廃棄物については、そのすべてが分別されて排出されるわけではなく、可燃ごみ等の中にも混入されているので、焼却ゴミ、集団資源回収等も含めたごみの総排出量の中の割合から排出量を推計。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

- ① 定期収集に対応できない市民のために毎月第4日曜日に市役所にて資源ごみの回収を実施
- ② クリーンセンターの見学者にごみ排出量や最終処分場の残余容量、ごみ処理に要する経費などについて説明し、ごみの排出抑制やリサイクル意識の啓発を行う。
- ③ 「栗まつり」において、エコステーションを設け分別収集をPRする。
- ④ ホームページや環境衛生カレンダーによりごみの適切な出し方等を周知する。
- ⑤ 集団資源回収の活性化のため、集団回収奨励金助成制度を継続して実施する。
- ⑥ 総合学習の授業等の中で、地球温暖化のような大きな課題から、身近なごみ問題等多岐にわたって環境問題を取り上げ、小中学校における児童、生徒の各段階に応じた環境教育に努める。

## 7 分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分（第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分、排出の基準を下表のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
主としてスチール製の容器	スチール缶	中身を全部出して 水洗いをして出す
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器	ガラス 無色びん	中身を全部出して 水洗いをしてキャ ップを取って3種 類に分別
	ガラス 茶色びん	
	ガラス その他のびん	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック	水洗いをして出す
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	水洗いをして出す
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	中身を全部出して 水洗いをしてキャ ップを取って出す
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下、「白色トレイ」という。）	異物を取り外し水 洗いし乾かして出 す

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	20	20	20	19	19
主としてアルミ製の容器	17	17	16	16	16
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	52	51	50	49	48
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
	52	51	50	49	48
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	53	51	50	49	48
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
	53	51	50	49	48
その他のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	22	21	21	20	20
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
	22	21	21	20	20
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	38	38	37	36	35
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	-	-	-	-	-
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうを充填するためのもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	54	53	52	51	50
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
	54	53	52	51	50
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(山梨市では白色トレイのみ収集)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	2	2	2	2	2
	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)	(引渡数量) (独自処理数量)
	2	2	2	2	2
分別基準適合物量	259	254	249	243	239

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
25,254人 (対前年度比)	24,722人 (対前年度比)	24,190人 (対前年度比)	23,658人 (対前年度比)	23,126人 (対前年度比)
97.94%	97.89%	97.85%	97.80%	97.75%

※人口変動率は、「国立社会保障・人口問題研究所」の2018人口推計及び、市で公表する毎年度4月1日時点の人口推移を参考。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

本市の容器包装を収集する体制は、缶2品目、ガラスびん3品目、PETボトル、白色トレイの分別収集を全地域で実施している。小中学校のPTAや子ども会、保育園保護者会においては集団回収として新聞紙、雑誌、アルミ缶、飲料用紙製容器、段ボールなどを資源回収している。今後もこの収集体制を継続しながら、より環境負荷の少ないリサイクルに対応できるよう状況に応じて体制の改善を検討するものとする。

### 【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	①委託業者による定期回収 ②市民団体による集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色ガラスびん	①委託業者による定期回収 ②市民団体による集団回収	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶ガラスびん		
	その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	PETボトル	PETボトル	委託業者による定期回収	民間業者
	食品トレイ	白色トレイ	委託業者による定期回収	民間業者



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の収集・選別・圧縮・保管等は、次のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	選別・保管等 段階
スチール	缶類	回収 ボックス	パッカー車	民間業者
アルミ				
無色ガラス	無色ガラスびん	回収 ボックス	パッカー車 トラック	民間業者
茶色ガラス	茶ガラスびん			
その他色ガラス	その他の色の ガラスびん			
飲料用紙製容器	紙パック	収集ネット	パッカー車	民間業者
段ボール	段ボール	縛る		
PETボトル	PETボトル	収集ネット	パッカー車	民間業者
白色トレイ	白色トレイ	収集ネット	トラック	民間業者

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ① 指定ゴミ袋を使用したごみ排出により分別の推進を図る。
- ② 分別収集を奨励するため、自治会に補助金を支出する。
- ③ 半期ごとに環境衛生カレンダーを全戸配布し、市民にわかりやすい分別方法の周知を図る。